

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和6年8月16日（金） 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | | | |
|------|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 出席委員 | 1 番 | 松田 | 博久 | 2 番 | 大庭 | 嘉則 |
| | 3 番 | 永井 | 英男 | 5 番 | 岩井 | 俊弘 |
| | 6 番 | 永田 | 勝美 | 7 番 | 西村 | 淳子 |
| | 8 番 | 村松 | 恵美子 | 9 番 | 金井 | 義人 |
| | 10番 | 松本 | 芳廣 | 11番 | 村松 | 保男 |
| | 12番 | 加藤 | 元章 | 13番 | 金原 | 純一郎 |
| | 14番 | 渥美 | 敦子 | 15番 | 松浦 | 重信 |
| | 16番 | 安間 | 啓一 | | | |

欠 席 委 員 4 番 石黒 正幸

3 事務局

農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人

4 議 事

事務局（鈴木） それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。

会長 それでは、ただいまから8月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「13番 金原純一郎委員」、「14番 渥美敦子委員」を指名いたします。

会長 次に、日程第2、「議第26号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局
(杉山)

それでは1ページをご覧ください。

議第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

松袋井[]、田、[]m²、他2筆、計[]m²、[]から[]への所有権移転になります。

【2】

村松[]、畑、[]m²、他3筆、計[]m²、[]から[]への所有権移転になります。

【3】

村松[]、田、[]m²、[]から[]への所有権移転になります。

【4】

川会[]、畑、[]m²、[]から[]への所有権移転になります。

【5】

中[]、田、[]m²、他2筆、計[]m²、[]から[]への所有権移転になります。

【6】

中[]、田、[]m²、他2筆、計[]m²、[]から[]への所有権移転になります。

【7】

松原[]、畑、[]m²、[]から[]への所有権移転になります。

計7件5357m²でございます。

以上でございます。

会長

それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

大庭委員

1番の説明をいたします。

申請地は松袋井です。譲渡人の[]さんは高齢で、農地の管理ができないため、以前から申請地の管理・耕作を行っていた[]さんへの所有権移転になります。特段の問題はございません。ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

事務局
(杉山)

2 番の説明をいたします。

申請地は村松で、渡し人の■■■氏が相続で農地を取得したが、管理ができないため、隣接地を耕作している■■■氏への所有権移転申請になります。申請地の隣地については■■■氏が果樹等を耕作しており、今後、草刈り等を行い順次耕作を開始していく予定です。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

3 番の説明をいたします。

申請地は村松で、受人の■■■■氏は申請地の横の農地で野菜（ナス、ネギ等）の栽培を行っており、申請地の管理も行われています。現在はまだ耕作をしていませんが、今後、果樹等を植えて耕作を開始していく予定です。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

村松委員

4 番の説明をいたします。

申請地は川会になります。渡し人の■■■さんが、高齢で管理ができなくなっているため、隣接地の耕作を行っている■■■氏に所有権を移転するための申請になります。申請地については現在も管理自体は行われています。■■■氏は申請地の隣地で耕作を行っており、今後は申請地についても同様にナス等を耕作していく予定です。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

金原委員

5 番の説明をします。

申請地は中です。譲受人の■■■氏は以前より耕作を行っており、特段の問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

6 番の説明をします。

申請地は中です。譲受人の■■■氏は以前より耕作を行っており、特段の問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

松浦委員

7 番の説明をします。

申請地は松原です。譲受人の■■■さんは申請地の隣接地に居住しており、以前から、申請地で果樹等の栽培を行っておりました。特段問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

会長 議第17号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
よって議第21号については、承認することに決しました。

会長 次に「議第27号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 (芝崎) 議第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】
大谷 []、畑、[]㎡ほか1筆、計[]㎡につきましては、
[]が住宅敷地拡張のため転用申請するもので、
申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【2】
岡崎 []、田、[]㎡、ほか4筆、計[]㎡につきましては、
[]が農家住宅敷地拡張として転用申請するもので、
申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計2件、田、211㎡、畑、243㎡でございます。

それでは、4ページをご覧ください。議第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

会長 それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

1番の説明をいたします。
申請地は大谷で、住宅敷地拡張のための転用申請となります。街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、排水等も

会長 問題ございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

松本委員 2 番の説明をいたします。
申請地は岡崎で、農家住宅敷地拡張として転用申請されるものです。申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。排水等も特段問題ございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。
議第27号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
よって、議第27号については、承認することに決しました。

会長 次に、「議第28号 農地法第5条の許可について」を議題といたします。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (芝崎) 議第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】
鷺巣 []、田、[] m²につきましては、[] から、
[] へ所有権移転を行い、太陽光発電施設敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【2】
堀越 []、田、[] m²につきましては、[] れるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【3】

山科 []、田、 []
[]へ所有権移転を行い、住宅敷地拡張として
転用申請されるもので、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農
地に該当します。

【4】

徳光 []、 [] m^2 につきましては、 [] から、 []
へ所有権移転を行い、長屋住宅敷地として転用申請されるもので、申請地
は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【5】

岡崎 []、田、 [] m^2 ほか2筆、計 [] m^2 につきましては、
[] から [] へ賃貸借によ
り、資材置場敷地として 一時転用申請されるもので、申請地は、農用地
区域内農地、いわゆる「青地」農地で、令和7年4月30日までの一時転用
申請です。

【6】

山崎 []、畑、 [] m^2 、ほか2筆、計 [] m^2 につきましては
は、 [] から、 []
[]へ所有権移転を行い、太陽光発電施設敷
地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40
%を超えることから、第3種農地に該当します。

【7】

上山梨 []、畑、 [] m^2 につきましては、 []
[] から、 [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請
されるもので、申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、
第3種農地に該当します。

【8】

上山梨 []、畑、 [] m^2 につきましては、 [] から、
[] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請される
もので申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第
3種農地に該当します。

【9】

春岡 []、畑、 [] m^2 につきましては、 [] から、
[] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもの
で、申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地

に該当します。

会長

それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

永井委員

1 番の説明をします。

申請地は鷺巣で、[] 東側になります。

[] さんから [] に所有権移転を行い、49.5 kw の太陽光発電施設の敷地にするための許可申請です。

雨水は、西側の可睡鷺巣線の道路排水路に流す計画となっております。

周囲は、水田と山林となっております。

なお、地元の説明会は既に行われたそうです。

特に問題はないかと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

次に 2 番の説明をいたします。

申請地は堀越で、[] 東側、報徳橋の北側になります。

[] さんから [] さんへ所有権移転を行い、駐車場敷地にするための住宅敷地拡張の許可申請です。

周囲は既に住宅地となっております。雨水は自然浸透の計画です。

特に問題はないかと思えます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして 3 番の説明をいたします。

申請地は山科で、[] 北側になります。

[] さんから [] さんへ所有権移転をして、駐車場敷地にするための住宅敷地拡張の許可申請です。

この場所の西側は、譲渡人の耕地になっておりまして、現在、保全管理されております。

雨水は自然浸透の計画となっております。

特に問題はないかと思えます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

岩井委員

4 番の説明をいたします。

県道今井線の東名の南で徳光というところになります。

[] の倉庫の北側になります。

[] さんより [] さんへの所有権移転で長屋住宅、主に住宅と駐車場の申請となります。

排水は、西側に排水路がありまして、周辺への農地の影響はないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

松本委員

それでは、5 条 5 番の一時転用の説明をいたします。

場所は、笠原地区の一番西側で浅羽地区との境ぐらいになります。

県道袋井大須賀線の南側の水田地帯の真ん中になります。

借受人の[]が隣接する橋梁の請負工事を受注して、工事のための資材置場等に一時的に転用したいということです。

青地農地の中にありますけど、道路と水路に囲まれた場所になりますので、特に周辺の水田への影響はないと思われます。

また、排水も面積も小さいため支障がないと思われますので、ご審議、よろしくお願いいたします。

続きまして6番の説明をいたします。

山崎の転用になりますが、場所は笠原の[]東側の集落内の茶畑を太陽光発電の用地として転用することで、第3種農地となっております。特に周辺農地への影響もないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

村松委員

それでは、7番の説明をいたします。

申請地は[]の北側、[]

東側の農地になります。

[]さんから[]さんへ所有権移転をして、自己用住宅敷地とするための許可申請であります。

申請地は、第2種中高層住居専用地域であり、保全管理をされております。排水については、合併浄化槽を通じて南側の側溝へ排水する計画となっております。

周辺には農地がないため、問題がないと思われますので、ご審議、よろしくお願いいたします。

次に8番の説明をいたします。

申請地は太田川東側、[]北西に位置する農地になります。

[]さんから[]さんへ所有権移転をして自己用住宅を建設するための許可申請であります。

申請地は当初、貸家を建設する計画でありましたが、[]さんの父親が亡くなったため、農地法第5条の規定による許可後の計画変更の申請書が提出されております。

排水については、合併浄化槽を通じて南側の側溝に排水する計画となっております。

周辺農地への影響はないと思われます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

次に9番の説明をいたします。

申請地は[]、春岡[]の西側に位置する農地になります。

春岡[]、[]さんから[]さんへ所有権移転をして、自己用住宅を建設するための許可申請であります。

申請地は、保全管理されており第2種中高層住居専用地域となっております。

ます。排水につきましては、合併浄化槽を通じて東側の水路に排出する計画となっており、周辺農地には問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 担当農業委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。お諮りいたします。

議第28号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
よって、議第28号については、承認することに決しました。

事務局 (芝崎) 次に、日程第3、「議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について（便宜的5条）」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

便宜的5条

本案件については、土橋土地区画整理組合による使用収益権に基づく4ヘクタール以上の農地の転用の一部であり、令和5年12月に市農業委員会及び県の常設審議委員会時に審議し、許可となっております。

令和6年1月11日付け農利第116号により大臣協議による県知事許可を受けたものです。

許可後、申請者が申請された計画に沿って造成を行った後、令和6年5月21日に許可権者である県知事に対し、完了報告がされており、農地法手続きは完了しております。

今回の便宜的5条につきましては、地権者から大和ハウスへ名義変更をするため、法務局へ根拠資料の一つとして、農地法5条の許可書の提出を求められたものです。

計1件 田3,556㎡でございます。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

西村委員 あれだけ広さの土地を埋めている土は、どこから持ってきているのですか。

事務局 (芝崎) 事業の内容については、ダイワハウスが行っていることですので、解っておりません。

西村委員	特に農政課では把握していないということですか。
事務局 (芝崎)	公共事業ではありませんので、ダイワハウス側で決めていることですので、把握する必要はないと思っております。 土地利用委員会には図っておりますので、そちらでは把握していると思われます。
西村委員	どこの課に伺えば教えてください。
事務局 (芝崎)	建築住宅課が土地利用を担当しております。
事務局 (鈴木) 会長	補足させていただきます。具体的な工事の内容、開発行為につきまして、所管は建設部局になります。事務局は建設住宅課、都市計画課で、工事の紹介については、細かく言えばダンプの通行ルート等、ここで紹介されます。農政課はあくまでも農地法の審議をするところとなっております。工事の内容につきましては、土地利用委員会で審議しております。
会長	質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。 お諮りいたします。 議第28号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。
	= 異議なしの発言 =
会長	ご異議なしと認めます。 よって、議第29号については、承認することに決しました。
会長	次に、日程第3、「議第30号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局 (杉山)	12ページをごらんください。 議題30号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画が下記のとおりありましたので、審議を求めます。 令和6年8月16日 袋井市農業委員長 永田勝美 それでは、37ページをご覧ください。 こちらが、令和6年8月17日公告予定の農用地利用集積計画総括表でございます。 今回の利用権設定面積等の合計は、表の一番右下の欄ですが、約31ヘクタールでございます。 それでは資料の12ページをご覧ください。 利用権各筆明細（一般）新規3年

(令和6年9月1日～令和9年8月31日) 令和6年8月17日公告。

川会、田、 m^2 、貸主、借主、水稻、物納米、外7筆、合計8筆、7,870 m^2 、貸主8人、借主4人で行っています。

続きまして、14ページをご覧ください。

利用権各筆明細(一般)再設定3年

(令和6年9月1日～令和9年8月31日) 令和6年8月17日公告。

湊、田、 m^2 貸主、借主、水稻、物納、米、外8筆

合計9筆、11,085 m^2 、貸主4人、借主3人で行っています。

続きまして、15ページをご覧ください。

利用権各筆明細(一般)新規6年

(令和6年9月1日～令和12年8月31日) 令和6年8月17日公告。

【1】友永、畑、 m^2 、貸主、借主、茶、金納、外22筆、16ページをご覧ください。

合計23筆、27,139 m^2 、貸主8人、借主6人で行っています。

17ページをご覧ください。

利用権各筆明細(一般)再設定6年

(令和6年9月1日～令和12年8月31日) 令和6年8月17日公告。

【1】萱間、田、 m^2 、貸主、借主、水稻、物納、米、外1筆

合計2筆、5,951 m^2 、貸主2人、借主2人

18ページをご覧ください。

利用権各筆明細(一般)新規8年9ヶ月

(令和6年9月1日～令和15年5月31日) 令和6年8月17日公告。

【1】岡崎、田、 m^2 、貸主、借主、水稻、物納米

19ページをご覧ください。

利用権各筆明細(一般)新規10年

(令和6年9月1日～令和16年8月31日) 令和6年8月17日公告。

【1】湊、畑、 m^2 、貸主、借主、ネギ、金納、外139筆

29ページをご覧ください。

合計140筆、164,714 m^2 、貸主61人、借主14人で行っています。

30ページをご覧ください。

利用権各筆明細(一般)再設定10年

(令和6年9月1日～令和16年8月31日) 令和6年8月17日公告。

【1】岡崎[]、田、[] m²、貸主、[]、借主、[]、
[]、水稻、金納 []、外20筆

31ページをご覧ください。

合計21筆、19,263 m²、貸主10人、借主7人でございます。

32ページをご覧ください。

利用権各筆明細（中間管理機構）新規10年 一括方式

（令和6年9月1日～令和16年8月31日）令和6年8月17日公告。

【1】山崎[]番、田、[] m²、貸主、[]、借主、[]、
[]、水稻、金納 [] 外38筆

35ページをご覧ください。

合計39筆、68,801 m²、貸主20人、借主2人でございます。

36ページをご覧ください。

所有権移転各筆明細 令和6年8月17日公告。

【1】山崎[]、畑、[] m²、渡人、[]、受人、[]、
[]、水稻、対価 [] 外3筆

合計4筆、1,132 m²、売り手3人、買い手2人でございます。

以上でございます。

会長

質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

議第30号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ござ
いせんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。

よって、議第30号については、承認することに決しました。

会長

次に、日程第3、「議第31号 農用地利用集積計画について」を議題とし
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局
（杉山）

議題31号 農用地利用集積等促進計画に係る意見聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項により農用地利用集積
等促進計画案を作成いたしましたので、同条第3項に基づき意見を求めま
す。

令和6年8月16日 袋井市農業委員会 永田勝美

農用地利用集積等促進計画について、説明いたします。

38ページをご覧ください。

利用権各筆明細（中間管理機構）10年（令和6年12月1日～令和16年11月
30日）

【1】大野[]、畑、[]m²貸主、[]、借主、[]
[]、ダイコン、金納[] 外 256 筆
58ページをご覧ください。合計 257 筆、91,299 m²、貸主75人、借主1人
でございます。
以上でございます。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。
議第31号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議
ございませんか。

= 異議なしの発言 =

ご異議なしと認めます。
よって、議第30号については、承認することに決しました。

会長 次に、日程第3、「報第11号 農地法第18条第6項の規定による通知につ
いて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。
(杉山) 報第11号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農
地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が
下記のとおりありましたので、報告します。
令和6年7月16日、袋井市農業委員長 永田勝美。

【1】宇刈[]、畑、[]m²
[]、[] 耕作目的、ほか1件

計2件、11054 m²でございます。

以上でございます。

次に、日程第3、「報第12号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可決
定及び指令書の交付について」を議題とします。事務局より説明をお願い
します。

それでは76ページをご覧ください。
「報第12号農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付
について（会長専決事項）」袋井市農業委員会会長専決規定第2条により
下記のとおり執行しましたので、報告します。
令和6年8月16日、袋井市農業委員長 永田 勝美

- 1 常設審議委員会 諮問日 令和6年7月22日
- 2 常設審議委員会 意見答申 許可相当

- 3 執行内容 (1) 許可決定及び指令書の交付
農地法第5条1件
転用者：ヨシコン株式会社（鷺巣地先）

以上で、協議事項の日程が終了しました。
ありがとうございました。

議事録署名人